
ミャンマーの外国為替・貿易規制改革

改革開放の持続可能性

久保 公二

Kubo Koji

はじめに

ミャンマーは、2011年3月に発足した「民主政権」の下で、それまでの半世紀余りにわたる軍事政権による閉鎖的な経済運営から、改革開放への道を模索している。同国の経済改革の行方には、2011年11月のクリントン米国務長官のミャンマー訪問以降、本邦も含む世界各国からの関心が高まっている。ミャンマーは安価な労働力を生かしてアジアの生産ネットワークに統合を深めていくだろうか、また日本からみてタイやマレーシアのような製造業の直接投資の受け入れ先に成長していくのだろうか。

ミャンマーの経済改革の主要なポイントのひとつに、外国為替・貿易規制改革が含まれる。軍事政権下では、二重為替制度と複雑な貿易規制が用いられ、外国投資受け入れが低迷してきた。本稿では、軍事政権下の為替制度と貿易規制の概要を整理したうえで、新政権がこれまでどのような改革を行ってきたか、さらにどのような課題が残っているのかを考察する。

ただし、単に為替制度や貿易規制を緩和すれば、貿易・投資が促進されるというわけではない。ミャンマーは目下、深刻な為替レートの増価に直面している⁽¹⁾。現地通貨チャットの米ドルに対する実質為替レートは、2006年末から2011年にかけて200%も増価している。これはこの5年間でミャンマー国内におけるドルの価値が3分の1程度に下落し、米ドル建てでみたミャンマーの輸出品の生産コストが3倍近くに跳ね上がったことを意味する。こうした為替レートの増価は、工業製品の輸出競争力を悪化させて成長を阻害する。為替制度と貿易規制の改革は、為替レートの増価も考慮して進めなければならない。

本稿は、ミャンマーの新政権が国際経済への統合に向けて、外国為替・貿易規制の改革とチャット高の緩和という2つの課題にいかに取り組んでいるのか、その経過と展望をまとめる。本稿の構成は次のとおりである。第1節では、新政権による経済改革以前の、二重為替制度の下での外国為替市場の概要を示す。第2節では、二重為替制度の下で2006年頃から為替レートの急速な増価が生じていることを示し、その背景を推定する。第3節では、新政権による経済改革で外国為替市場の何が変化し、何が変化していないのかを整理する。併せて、経済改革が為替レートに与える影響について検討する。最後に、外国為替・貿易規制改革の今後の展望と課題を整理し、むすびに代える。

1 外国為替・貿易規制の概要

2011年3月に樹立したテイン・セイン大統領率いる新政権はこれまで段階的に外国為替・貿易規制の改革を行ってきたが、それ以前の制度は、独特の二重為替制度とExport First政策（後述）と呼ばれる輸入規制で特徴付けられた。第1に、二重為替制度については、国营企業部門を含む公的部門内では、国際通貨基金（IMF）の特別引出権にペッグされた公定為替レートで、中央政府の計画に沿って外貨の供出・配分が行なわれてきた。国营企業の輸入は、案件ごとに所管省庁と財政歳入省の承認を受けて財政勘定から外貨の予算配分を受けなければならないが、また国营企業が輸出で獲得した外貨はすべて政府の財政勘定への供出が課されてきた。政府によって予算が管理されている国营企業には経営の独立性はなく、その予算はチャット建て予算と外貨予算が別建てとなっていて、チャット建て予算を外貨に転換したり、外貨予算をチャット予算に転換することは認められていない。そのため、公定レートは政府部門でも価格としての意味合いをもたず、もっぱら会計上の意味合いしかなかった。

一方、民間部門については、1990年以降、輸出で獲得した外貨に供出義務は課されず、輸入についても、公定レートでの外貨配分はなかった⁽²⁾。ただし、ミャンマー国民の外貨現金の保有は外国為替法で禁止されており、正規の輸出で獲得された外貨は、輸出税を支払い後、国营銀行の外貨預金口座への預金が義務付けられてきた。とはいえ、政府は民間企業間の外貨預金口座の口座振替を通しての外貨の売買を容認していた。民間部門では、主に輸出企業と輸入企業が銀行を介さずに直接の取引で、この輸出獲得外貨を自由な価格付けで売買してきた。この価格が並行為替レートのひとつとなってきた。

以上のように、ミャンマーの二重為替制度では、外国為替市場が公的部門と民間部門の間で分断され、民間部門の外貨取引に用いられる並行為替レートは競争的な価格付けがなされてきた。公定レートは約5—6チャット/米ドルで推移していたのに対して、並行為替レートは2007年には1300チャット/米ドルまで減価して、2つの為替レートには著しい乖離がみられた。しかし、公的部門と民間部門の為替市場の分断のため、為替レートの乖離が民間部門に与えた影響は限定的であったと考えられる。

第2に、輸入規制については、民間部門の輸入はすべて許可制で、輸入のたびに輸入ライセンスの取得が課されてきた。さらに1997年7月から輸入ライセンス発給の条件として、輸出税支払い済みの輸出獲得外貨の提示が課されるようになった。これはExport First and Import Later政策（略してExport First政策）と呼ばれる。すなわち正規の輸出で獲得した外貨がなければ、原則的に輸入許可が下りなくなった。Export First政策の実施は当初は徹底されず例外も認められたが、2001年あたりから運用が厳格になった。

厳しい輸入規制は輸入のボリュームを抑えたと同時に、輸入の一部を密輸入に押しやると考えられる。ミャンマーのある貿易相手国からの輸入額と同国のミャンマーへの輸出額を比較して、ミャンマーの輸入額が小さければ、密輸入の可能性が疑われる。例えば2010年度のミャンマーの輸入総額は、ミャンマー政府の統計では64億ドルであったが、相

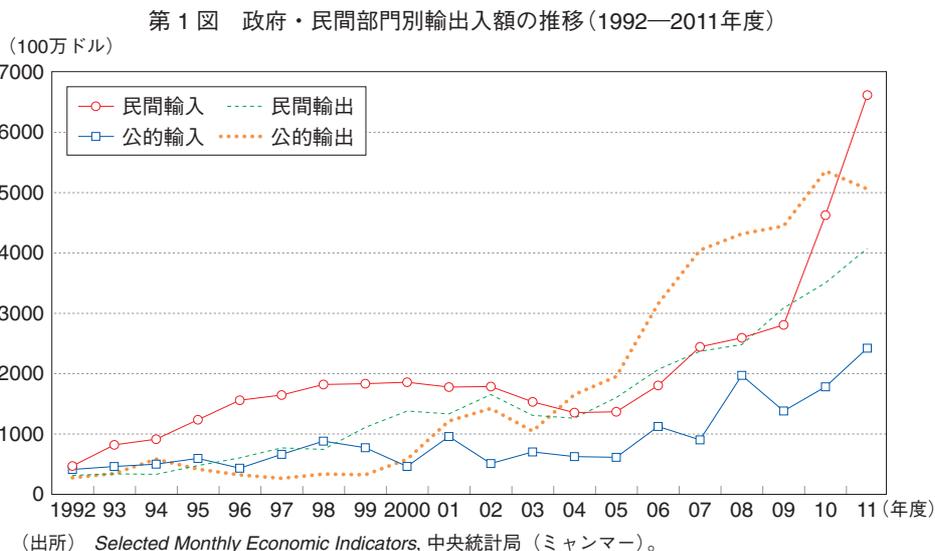
手国側の統計に基づけばミャンマーの輸入総額は106億ドルであった。差額は42億ドルに達し、これは正規の輸入額の66%にも相当する。

ここで公的部門と民間部門の輸入シェアをみておこう。第1図には、輸出入額の推移を、公的部門と民間部門に分けて示している。輸入額でみると、民間部門と公的部門の割合は、6：4から7：3くらいの比率で民間部門のほうが多い。さらに前述のように民間部門には大規模な密輸入も存在すると考えられる。2010年度の輸入額を官民別でみると公的部門の約19億ドルに対して民間部門はおよそ46億ドルであり、そのほかにミャンマー政府の統計では捕捉されていない42億ドルがある。42億ドルがすべて民間部門の密輸入に該当するとすれば、輸入における民間部門と公的部門の比率は、83：17になる。このように、公的部門の規模は相対的に小さいと推定される。

なお、この図では1998年あたりから民間部門の輸入の伸びが抑圧されていたことが示されている。特にExport First政策が厳格化した2001年以降は、民間部門の輸入と輸出がほぼ拮抗している。なお、公的部門の貿易収支は2002年から大幅に改善するが、これは後述する天然ガス輸出が大きく貢献している。

外国為替市場が公的部門と民間部門で分断されていたにもかかわらず、政府が民間部門の輸入を制限していた理由としては、政府による民間部門の外貨の一時的な流用があったと考えられる。前述のように、ミャンマーでは民間部門に外貨の供出は原則的には課されなかったが、正規の輸出で獲得された外貨は国営銀行への預金が義務付けられてきた。この制度の下では、輸入規制を強化して国営銀行の外貨預金口座からの預金の流出を減らすことで、政府が民間部門の外貨を一時的に流用できる構造になっていた。

さらに輸入規制はすべての財に対して一律ではなく、中古乗用車のような耐久消費財や食用油のような日用品については輸入ライセンスの発給が厳しく制限され、需要超過の状態にあった。そのため、こうした製品の輸入ライセンスにはレント（特権的利権）が生じていた。そして、政府はクローニー（縁故）企業に輸入ライセンスを優先的に配分することがあった。



以上をまとめると、新政権による改革が着手される前の外国為替市場では、並行為替レートは民間部門の外貨取引で広範に用いられ、価格付けは民間部門の外貨の需給によって競争的になされていた。また、政府が民間部門に外貨の供出を課すことは原則的にはなく、外貨市場は分断されていたが、民間部門に対して厳しい輸入規制が続けられ、輸入は抑圧されてきた。

最後に、こうした外国為替・貿易規制の輸出志向型製造業への影響について触れておこう。輸出志向型製造業の低迷を、外国為替・貿易規制だけに帰することはできないが、その一因となったと考えられる。まず、二重為替制度では、外国からの投資を現地通貨に転換する際に、どういった為替レートをを用いるのか、当局に裁量の余地が生じる。現地通貨を過大評価する公定レートで投資額が評価される懸念が、外国投資家には残った。より制約的であったと考えられるのが、輸入規制である。厳しい輸入規制は、輸入中間財を用いるような製造業の事業の障害となった⁽³⁾。

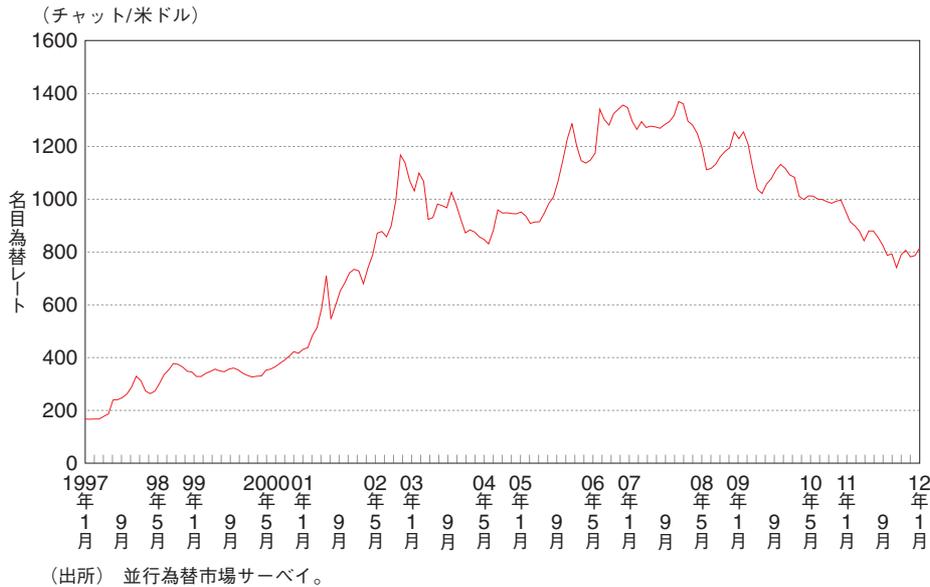
2 為替レートの推移とその背景

(1) 為替レートの推移

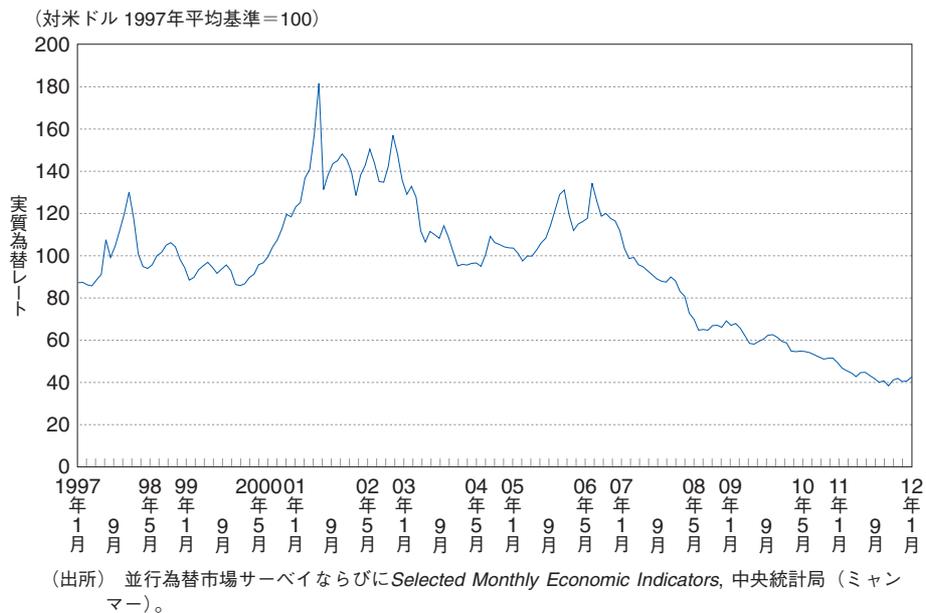
前節の議論から、ミャンマーの民間部門にとって価格としての意味合いをもつ為替レートは、公定為替レートではなく並行為替レートであったことがわかる。この並行為替レートが、不安定なマクロ経済環境の下で長らく減価を続けてきた。国営企業を含む公的部門の財政規模は必ずしも大きくないが、租税収入が少ない脆弱な財政基盤のため、1990年代から2000年代半ばまでは毎年国内総生産（GDP）比で5%前後の財政赤字が生じ、そのほとんどを中央銀行の貨幣増刷で賄ってきたため、慢性的にインフレーションが続いた。そして、年率20—30%のインフレーションが続くなか、並行為替市場では為替レートも減価を続けた。月次データが入手できる1997年1月からの並行為替レートの推移は、第2図のとおりである。並行為替レートは1997年初の170チャット/米ドル程度から2006年半ばには1300チャット/米ドル程度まで減価した。しかし2006年後半を境に、並行為替レートが増価基調に転じた。2006年9月の1360チャット/米ドル程度から、2011年8月には740チャット/米ドル程度までチャット高が進んだ。ただし、財政赤字の貨幣化およびインフレーションがこの頃から終息したわけではない。インフレーションは一時期と比べると収まってはいるが、2006年から2008年にかけては年率10%以上であった。インフレーションが続いていたにもかかわらず、チャット高が進んできた。

輸出産業の競争力という点で、名目為替レートよりも重要な意味合いをもつのが、為替レートを物価で実質化した実質為替レートである。第3図には並行為替レートを使って算出した対米ドルの実質為替レートの推移をまとめている。この図からは、2006年頃までは、実質為替レートは変動を経ながらも、平均回帰的な動きをしていたことが示されている。しかし、2006年後半から2011年にかけて、ほぼ一方的な増価が続いている。1997年の年間平均値を100に基準化した実質為替レートは、2006年に120程度であったのが2011年には40程度にまで下落した。これはこの期間にミャンマー国内での米ドルの実質価値が3分の1程

第2図 名目為替レートの推移(1997年1月—2012年1月)



第3図 実質為替レートの推移(1997年1月—2012年1月)



度になったことを意味している。近年は世界的にドル安傾向にあるが、ミャンマー・チャットの対米ドル実質為替レートの増価は、近隣諸国と比べても際立っている。

(2) 為替レート増価の背景

ここで、実質為替レート増価の原因について考えてみよう。外国為替市場での外貨の需給関係に大きな影響を及ぼしたと考えられるものには、①天然ガス輸出、②資源分野での外国直接投資の流入、③宝石・ヒスイ見本市の売り上げ、④公的部門の資産売却、が含まれる⁽⁴⁾。

第1に天然ガス輸出については、2002年度から輸出が本格化し、2004年度には輸出額が10億ドル、2006年度には20億ドル、2011年度には35億ドルに達した。ミャンマー政府の統

計に基づけば、天然ガス輸出は、2004年度の総輸出額の35%、2011年度の38%に相当する。しかし、天然ガスはすべてミャンマー石油ガス公社（MOGE）という国営企業が担っており、天然ガス輸出入はミャンマーの民間部門には入らない⁽⁵⁾。天然ガス収入が公的部門に入るとすれば、官民間の外国為替市場が分断されていることを考慮すると、天然ガス輸出入は並行為替レートには直接影響は与えないと考えられる。

第2に、直接投資の流入が近年急増している。2004年度までの累計認可額が78億ドルであったのに対して、2005年度単年で61億ドル、2010年度単年で200億ドルの認可額があった。ただし、直接投資は水力発電、鉱山、石油ガス分野に集中しており、いずれも公的部門が受け手となっている。天然ガス輸出入と同様、官民間の外国為替市場の分断を考慮すれば、こうした直接投資が並行為替レートの増価につながっている可能性も低いと考えられる。

第3に、宝石・ヒスイ見本市の売り上げが莫大な外貨収入をもたらしている。この見本市は、ミャンマーに外国人バイヤーを呼んで国内で売り上げられるが取引は外貨建てで、売り上げは所定の税金を支払えば輸出獲得外貨とみなされ、前述のExport First政策の下でも正規の輸入決済に用いることができた。見本市の売り上げは、基本的に民間部門に入るので、好調な宝石・ヒスイの売り上げは、並行為替レートの増価要因のひとつとみなせる。見本市の売り上げについて正確なデータは公表されていないが、現地報道機関の推計では2010年度の売り上げは42億ドルに達し、これは同年の天然ガスの輸出額を上回る。

第4に、「民主政権」へ移行する2011年3月の前に、軍事政権下で大規模な政府資産の売却があった。ここには2006年の首都移転に伴う旧首都ヤンゴン市内の中央省庁跡地などが含まれた⁽⁶⁾。政府資産の売却は入札制で、入札のための証拠金の提示や落札後の支払いはチャット建てで行なわれた。そして、ミャンマー国内の資産家が外国に保有していたドル資産をチャット資金調達のため国内に大量に還流させたことが、外貨の需給を変化させてチャットの増価につながったと考えられる。

ここまで、外貨の供給サイドの変化をみてきたが、チャットの増価の背景として、外貨の需要サイドについても検討しておこう。ここには、厳格な輸入規制が含まれる。前節でみたとおり、ミャンマーには1990年代後半の貿易収支の悪化に対応するため、さまざまな輸入規制が敷かれてきた。通常であれば、為替レートの増価は、輸入品価格の下落を意味し、輸入とそれに伴う外貨需要を刺激する。そして輸入が増えると、為替レートの増価が緩和される。しかし、ミャンマーのように輸入規制があると、為替レートの増価を緩和する輸入の伸びが制限される可能性がある。

既出の第1図に戻ると、並行為替レートの増価が始まった2006年後半以降も2009年度まで民間部門の輸入と輸出がほぼ拮抗していた。これは、輸入許可に輸出獲得外貨の提示を条件付けたExport First政策が輸入の伸びを妨げてきたことを示唆している。資源輸出による為替レートの増価は資源国でしばしば観察されるが、ミャンマーでは輸入規制が、そうした為替レートの増価を悪化させているとみなせる。他方、2010年からはExport First政策にもかかわらず、民間部門で大幅な輸入超過になっている。この背景としては、2010年にExport

First政策が緩和され、ホテルなどのサービス産業の外貨収入も輸入許可申請に使えるようになったことが影響していると考えられる。とはいえ輸入の増加は為替レートの増価を緩和するには至っていない。

2010年からの民間部門の輸入の増加については、従来密輸入で入っていたものが正規の輸入手続きを経て貿易統計に計上されるようになった可能性がある。しかし、ミャンマーの貿易統計と貿易相手国の貿易統計を見比べてみると、ミャンマーへの密輸入に相当するミャンマー輸入統計上未計上で相手国に計上されているミャンマーへの輸出額も、並行して増えている⁽⁷⁾。並行為替市場で増価が進んでいることを考慮すると、正規輸入と密輸入を合算した輸入総額の増加を上回る外貨供給の増加があったと考えられる。

3 新政権による改革

(1) 改革の概要

2011年3月に発足した新政権は、外国為替・貿易規制の分野で、矢継ぎ早に改革策を打ち出している。そうした改革には、中期的な経常勘定取引自由化の一環として取り込まれているものと、為替レートの増価への対策を念頭においたものがある。ここでは、改革の概要を整理し、為替レートの増価問題との関係を考察する。

最初に外国為替規制については、第1に2011年10月から公認外貨両替所の開設が認められた。公認両替所では、免許を受けた民間銀行が顧客に対して外貨両替業務を行なっている。ここでの為替レートは民間銀行が自由に決定しているわけではなく、中央銀行の暗示的なコントロールがあったとみられる。また、外貨の売買は無制限には行なえず、マネーロンダリング防止の観点から、1万ドル相当以上の外貨の売買については出所・用途を示す書類の提出が課される。両替窓口での両替は、個々の銀行の手持ちのキャッシュによって制約され、実際の取引は小口にとどまってきた模様である。

第2に、2012年4月に固定為替制度から、中央銀行がリファレンス為替レートを公表する管理フロート制度に移行し、同時に中央銀行と商業銀行（国営・民間）の間で外貨のオークションも開始された。中央銀行のリファレンス・レートの導入により、公認外貨両替所での為替レートはリファレンス・レートから一定の範囲内での設定が義務付けられるようになった。ただし、中央銀行のリファレンス・レート自体は、並行為替市場を含む外貨市場の市況をみながら中央銀行が独自に決定している。

また、外貨オークションでは、中央銀行のリファレンス・レートが閾値として用いられ、中央銀行と商業銀行の間で外貨の売買が開始された。オークションでは、中央銀行と商業銀行の間の外貨の売りと買いの両方が行なわれているが、商業銀行間の外貨の売買はまだ行なわれていない。また、中央銀行と商業銀行の間の外貨オークションも小規模にとどまっている模様である。

第3に、2012年7月から民間銀行に対して、外貨預金の受け入れと外貨送金業務のライセンスが発行された。これにより、これまで国営銀行に独占されていた貿易決済などの外貨送金業務が民間銀行でも可能になる見込みである⁽⁸⁾。

次に、貿易規制についても、緩和策が打ち出されている。第1に、2011年7月から為替レート増価の対策として、農水産物の輸出を対象に、輸出税が10%から7%に引き下げられ、さらに8月からは2%に引き下げられた。輸出税は、民間部門の輸出に課されていた税金で、外貨建てで徴収される。その内訳は商業税8%、所得税2%であった。このうち商業税が8%から5%に引き下げられ、8月には停止された⁹⁾。

第2に、乗用車の輸入規制が漸次緩和されてきた。かつて乗用車の輸入は厳しく制限され、超過需要のために輸入ライセンスが高値で取引されていた。そして十数年落ちの日本製小型乗用車（カローラ、サニー）が邦貨換算で200万円以上の値で取引されることも珍しくなかった。しかし、2011年9月に年式の古い車の更新を促すという趣旨で、年式40年以上の乗用車については登録を廃止する代わりに輸入許可を与えるという通達が出され、年式の新しい中古乗用車の輸入が増えた。この通達はのちに年式20年以上の乗用車にまで繰り上げられていった。さらに2012年5月には、2007年以降の年式の中古乗用車であれば、輸入者が輸入相当額の外貨預金を国内で保有しているだけで輸入許可が下りるようになった。この変化は、国内では実質的に乗用車の輸入規制が撤廃されたと受け止められている。

第3に、2012年4月にExport First政策が撤廃された。Export First政策は、輸入許可取得の条件として、正規の輸出で獲得した外貨の提示を課していた。しかし政策変更後は、輸出獲得外貨がなくても、公認外貨両替所など市中で調達した外貨を預金して、輸入許可が取得できるようになった。

(2) 改革の成果と課題

以上のような改革で、外国為替市場の構造の何が変化し、何が変化していないのかを確認しておこう。まず大きな変化のひとつは、チャットを過大評価していた公定為替レートの切り下げである。公定レートは約5—6チャット/米ドルから、2012年4月2日に818チャット/米ドルへ切り下げられた。チャットを過大評価した公定レートでは、輸入の多い国営企業の業績が過大評価され、輸出の多い国営企業の業績が過小評価されていた。この改革によって、国営企業の業績の評価がより実態に近づく方向に是正されたことになる。

もうひとつの変化は、民間部門にとって、これまでインフォーマルにしか売買できなかった外貨が、公認外貨両替所の開設で公式に売買できるようになった点である。これまでは、外貨取引は、外貨の保有者と需要者の間の直接取引であった。公認両替所の設立により、限定的にはあるがフォーマルな手段で、外貨からチャット、チャットから外貨への交換が可能になった。

しかし、口座振替による外貨預金の売買が広く残る一方で、銀行を介したチャットと外貨の兌換性が依然として限定的であることは、改革後の未変化のひとつに数えられる。公認両替所でのチャットと外貨の両替には、書類要件などのさまざまな制約があり、輸入者が輸入に要する外貨を必要なだけ公認両替所で調達できる状態にはなっていない。結局、輸入業者は外貨のほとんどを輸出業者から調達するしかなく、外貨取引は輸出業者と輸入業者間の直接取引が中心で、外貨の多くは依然として銀行ではなく輸出入企業が外貨預金のかたちで保有している。チャットの兌換性の概念を示すと第4図のようになる。この図が

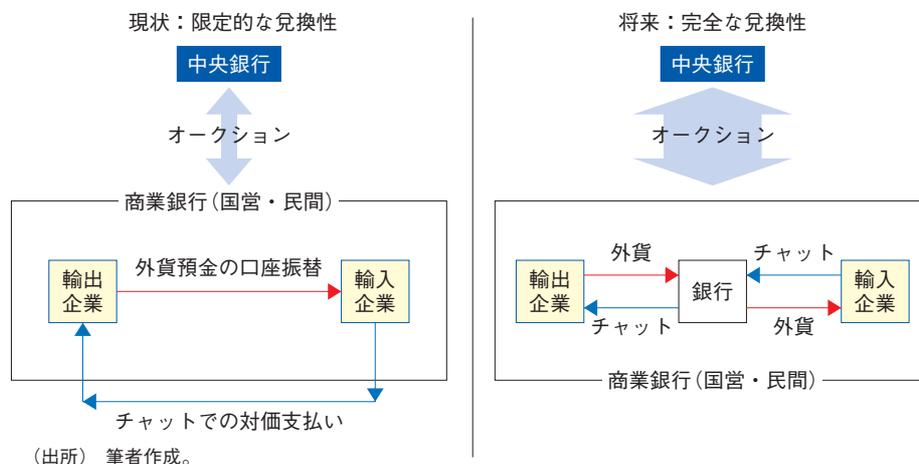
示すように、限定的な兌換性の下では、外貨の取引価格が銀行システムの外で、すなわち輸出入業者の間で決まっている。

また、外貨を依然として輸出入企業が保有して口座振替で売買していることが、中央銀行による外貨オークション低迷の一因と考えられる。輸出入業者は国営銀行に外貨預金を預けているが、国営銀行に対して外貨預金を売却することはこれまでない。こうした状態では、国営銀行が外貨を中央銀行や顧客に売却すると、外貨建て負債（外貨預金）が外貨建て資産（外貨現金）を超過して、バランスシートに為替リスクを抱えることとなる。そのため、国営銀行の手元には売却可能な外貨が残らず、オークションも低迷してきたと考えられる。

この点に関して、2012年7月からは民間銀行も外貨預金の受け入れが認可されるようになったので、問題が解消される可能性がある。商業銀行の外貨の売買についての規制はマネーロンダリング防止に関する規制だけなので、民間銀行が外貨預金を受け入れ始めると、その一部を預金者から買い取り（外貨預金をチャット預金に転換する）始めると考えられる⁽¹⁰⁾。そうすると民間銀行は、これまでの外貨両替窓口と比べて格段の規模で外貨の純資産をもてるようになり、外貨を対顧客に売却できるようになる。同時に、民間銀行はそうした外貨の純資産を中央銀行に売却できるようになり、オークションも活性化することが想定される。外貨オークションが活性化すると、中央銀行は市場での為替レートの決定に影響力を行使できるようになる。中央銀行が為替レートを減価方向に導きたい場合、オークションでの外貨購入に並行市場レートよりも高いレートを提示して外貨を購入すれば、そのレートは商業銀行を介して輸出入業者に伝達する。

もうひとつ、これまでの改革で変わっていない点には、国営企業が依然として市場から隔離され、民間部門と公的部門の間で外貨市場が分断されている点である。中・長期的には、国営企業を民間部門と同じ外貨市場に統合することは、ミャンマー国内における外貨の配分の効率性を上げることになる。しかし短期的には、公的部門で外貨の供給が需要を超過しているときに外貨市場を統合すると、チャットの増価が悪化する懸念がある。国営

第4図 チャットの兌換性の概念図



企業の問題は、予算制度自体の改革を必要とする問題であり、解決は容易ではない。当面、チャットの増価が早急に対処を要する課題であるので、国営企業の予算制度の改革と外貨市場の統合はその後に取り組むべきだろう。

(3) チャットの兌換性

縫製品やコメのように多くの貧困世帯の所得向上につながる伝統的輸出産業を促進するには、為替レートの増価を緩和することが必要で、そのためには輸入を増やして外貨需要を刺激することがひとつの方策である。ミャンマーの1人当たりの輸入額は東南アジアでも最低で、所得水準の近いカンボジアの3分の1程度である。民間部門の輸入は2010年から増加傾向にあるが、為替レートの増価を緩和するには至っていない。乗用車の輸入規制が大幅に緩和され、Export First政策も解消された現在、輸入の制約になっていると考えられるのは、輸入業者が輸出業者から調達できる外貨の量である。

チャットの兌換性が確立され、輸入業者が輸入のためなら外貨を必要なだけ調達できる状態になれば、輸入業者がどれだけ輸入するかは、外貨の価格、すなわち為替レートによって決まる。すなわちチャット高が進めば輸入が増え、チャット安が進めば輸入が減る。これは、経常勘定取引自由化が達成された状態である。この状態では、中央銀行は短期的には、為替市場での外貨の売買のかたちでの介入を通して、輸出入の需給の調整に影響力を行使できる。

チャットの兌換性の確立に向けて、民間銀行への外貨預金の受け入れおよび外国為替決済業務の認可は大きな一歩である。輸入業者が、輸入のためであれば、銀行から外貨がいつでも買えるようになれば、輸出業者は外貨を銀行に売ようになる。そして輸出業者が外貨を銀行に売ようになれば、輸入業者は銀行から外貨が買えるようになる。

チャットの兌換性を早急に確立するには、現在、輸出業者に認められている外貨預金の保有を禁止して、外貨の供出を課すという方法がある。しかしチャットへの信認が不十分な状態下で、強制的に外貨の供出を輸出業者に課すと、輸出業者が供出を避けるために輸出を密輸出化してしまう。このように考えると、チャットの兌換性の確立は、輸出入業者間の直接取引を、銀行経由の取引に置き換えるかたちで徐々に進んでいく可能性がある。

他方、チャットの兌換性は、ミャンマーの場合、当面は経常勘定取引に限定するべきである。ミャンマーは1990年代には慢性的に年率20—30%のインフレーションを経験し、インフレーションによる資産価値の目減りを避けるため金(gold)や外貨への資産逃避がみられた⁽¹¹⁾。ここ数年はインフレーションが一桁台で推移しているが、再び進行すると、外貨への資産逃避が起り、そのことがさらにインフレーションを悪化させる懸念がある。

ミャンマーの現在の制度では、経常勘定取引以外の目的でも、外貨資産の保有が可能になっている。例えば、輸出企業から輸出獲得外貨の外貨預金を口座振替で購入しているのは輸入企業に限ったわけではなく、投機目的でも購入できる。経常勘定取引でのチャットの兌換性が確立されると、外貨の利便性が高まるので、そのことが逆に資産保有目的での外貨需要を膨らませる可能性がある。中央銀行はチャットの兌換性に関して難しい舵取りを迫られていることになる。

むすびに代えて

本稿では、ミャンマーの軍事政権下の為替制度と貿易規制の概要を整理したうえで、新政権がこれまでどのような改革を行ってきたか、さらにどのような課題が残っているのかを考察した。ミャンマーは2006年末から自国通貨チャットの通貨高に見舞われ、縫製品のような伝統的輸出産業にダメージをもたらしている。ミャンマーが輸出志向型製造業の直接投資を呼び込むには、チャット増価への対処は避けては通れない問題である。本稿では、改革が為替レートに与える影響に着目した。

新政権による外国為替・貿易規制の改革は、目覚ましい。まず外国為替規制については、2011年10月に公認外貨両替所が開設され、それまでインフォーマルな手段しかなかったチャットと外貨の交換に、フォーマルなチャンネルができた。2012年4月にはチャットを著しく過大評価した公定レートの固定相場制から、中央銀行がリファレンス・レートを公表する管理フロート制に移行した。さらに2012年7月にはこれまで国営銀行が独占していた外貨預金の受け入れ、貿易決済・外国送金業務について、民間銀行の参入が認められた。他方、貿易規制については、2011年9月以降、乗用車の輸入規制が緩和され、2012年4月には、輸入許可の受給に輸出獲得外貨の提示を条件づけていたExport First政策が廃止された。

しかし、これらの改革後も、これまでのところチャットの増価が大幅に緩和されるには至っていない。改革後も輸出獲得外貨はもっぱら輸出入業者の間での直接売買が広がっており、チャットの兌換性には依然として制約が残っている。そうした制約が輸入の伸びを抑え、チャットの増価解消を妨げている可能性がある。しかし、民間銀行の外貨預金受け入れが普及し、輸出入業者が民間銀行と外貨預金を売買するようになれば、チャットの兌換性は高まって輸入が容易になり、チャットの増価が解消されていくと予測される。すなわち、為替レートの増価緩和に向けて、当面必要な改革はすでに着手されていると評価できる。

ただし、チャットの兌換性が高まることは、外貨の資産としての利便性を高め、外貨への資産逃避を呼び起こす懸念もある。また、改革によって、外国からの資本流入が増えると、そのことがさらなる為替レートの増価を起こさないか、それをいかに管理するかという問題も生じる。とはいえ、改革を進めれば、その先に新しい経済政策上の課題が生じることは、避けられないことであろう。これまでのミャンマーは、固定為替制度のもとで30年以上にもわたって一度も公定レートを切り下げなかったことに象徴されるように、閉鎖的な経済運営で改革を先送りしてきた。新政権による改革は、ミャンマーにとって大きな進歩と言えるだろう。

- (1) 為替レートの増価についてはKubo (2012b)、ミャンマーの経済概況全般についてはIMF (2012)も参照。
- (2) 2000年代初頭には縫製品と海産物の輸出に政府指定レートでの外貨両替が課された例外的な時期があった。
- (3) 2003年7月に米国による経済制裁が発動するまでの2000年代初頭には、米国向け縫製品の輸出が

伸びたが、これは海外のバイヤーが中間品である布地を供与してミャンマー側が縫製工程だけを請け負うという委託加工の形態が用いられ、輸入規制の対象とはならなかった。

- (4) Myint (2011) はこのほかに、ミャンマーの高金利を狙った近隣諸国や中東からの資本流入の可能性を指摘している。
- (5) 天然ガスの輸出収入は、政府部門にすべて入るわけでもない。これまで輸出収入の半分余りが、権益を保有する外国企業に支払われている。こうした外国企業への支払いは、対外収支表上は、経常勘定の所得収支に計上される。天然ガスの経常収支改善への貢献は、輸出額と比べると小さくなる。
- (6) 民政移管前に優良な資産をクローニーに移管する狙いがあったとの憶測がある。
- (7) 密輸入額の推計については、Kubo (2012a) を参照。
- (8) 本稿を執筆している2012年8月時点で、民間銀行による外貨預金の受け入れは始まっている。外貨送金業務については、すでにミャンマー国内での認可が下りているので、民間銀行が技術的要件を満たせば可能になる見込みである。ミャンマーへの外貨送金については、これまで米国の経済制裁との関連で、ミャンマー側で外貨送金業務を認可された銀行がすべて経済制裁の対象となっていたため、米ドル建ての送金ができなかった。しかし、このたび新たに外貨送金業務を認可された銀行には制裁リストに載っていない銀行もあるので、ミャンマー向けの米ドル建て送金が近い将来可能になる見込みである。
- (9) 輸出税の削減は当初6ヵ月間の限定で実施されたが、その後も延長されている。
- (10) 2012年7月以前に外貨預金の受け入れが認められていたのは国営銀行 (Myanmar Foreign Trade Bank, Myanmar Investment and Commercial Bank, Myanmar Economic Bankの3行) のみであった。国営銀行は技術的には外貨預金を預金者から買い取ることができたが、実際には買い取りを行なっておらず、基本的に外貨預金 (負債) と外貨資産をバランスさせている。そのほかに、輸出業者が輸出獲得外貨をチャットに転換するには、国営銀行から外貨預金を外貨兌換券 (FEC) で引き出して、FECを公認両替所に売却するという方法がある。しかし、FECは流動性が低いため、公認両替所が一度に多額のFECを買い受けることはない。そのため、国営銀行でしか外貨預金の受け入れが認められていなかった時点では、外貨預金のチャットへの転換は、口座振替を通しての輸入業者への売却が一般的であった。
- (11) 外貨への資産逃避はしばしばドル化と呼ばれ、カンボジア、ラオス、ベトナムでは広く観察されている。

■参考文献

- International Monetary Fund (IMF) (2012) Myanmar: Staff Report for the 2011 Article IV Consultation, IMF Country Report No. 12/104, International Monetary Fund: Washington, DC.
- Kubo, Koji (2012a) "Trade Policies and Trade Misreporting in Myanmar," *ASEAN Economic Bulletin*, Vol. 29, No. 2, pp. 146–159.
- Kubo, Koji (2012b) "Real Exchange Rate Appreciation, Resource Boom, and Policy Reform in Myanmar," IDE Discussion Paper No. 358, Institute of Developing Economies: Chiba.
- Myint, U (2011) "Myanmar Kyat Exchange Rate Issue," paper presented at National Workshop on Reforms for Economic Development of Myanmar, Nay Pyi Taw, 19–21 August 2011.